

平成30年度第2回新宿区総合教育会議

平成31年1月8日

新宿区教育委員会

平成30年度第2回新宿区総合教育会議会議録

日 時 平成31年1月8日(火)

開会 午前10時00分

閉会 午前11時16分

場 所 新宿区役所本庁舎6階第2委員会室

出席者

区 長 吉 住 健 一

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	菊 田 史 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	今 野 雅 裕
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋

説明のため出席した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	平 井 光 雄	企 画 政 策 課 長	大 柳 雄 志
総 務 部 長	針 谷 弘 志	総 務 課 長	高 木 信 之
次 長	山 田 秀 之	中 央 図 書 館 長	佐 藤 之 哉
教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之	教 育 指 導 課 長	長 田 和 義
教 育 支 援 課 長	志 原 学	学 校 運 営 課 長	菊 島 茂 雄

書記

総 務 課 総 務 係	黒 川 哲	教 育 調 整 課 管 理 係	平 明 生
-------------	-------	-----------------	-------

- 1 開 会
- 2 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について
- 3 閉会

【添付資料】

- ①平成30年度第2回新宿区総合教育会議次第
- ②平成30年度第2回新宿区総合教育会議座席表

◎ 定足数の確認

○総務課長 おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

事務局の総務課長の高木でございます。本年もよろしくお願いいたします。

会議の定足数の確認の前に、教育長職務代理者の交代がございましたので、御紹介させていただきます。

羽原委員の教育長職務代理者としての指名期間が10月16日をもって終了したため、10月17日より菊田委員が新たに教育長職務代理者に就任されました。菊田教育長職務代理者、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の定足数を確認いたします。

会議の成立には、区長と当会議を構成する委員6名の半数3名以上の出席を必要といたしますが、本日は全員の方に御出席いただいております。新宿区総合教育会議運営要綱第2条第3項の規定に基づきまして、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。この後の議事進行につきましては、お手元の次第に沿って区長が進めてまいります。

それでは、区長、よろしくお願いいたします。

◎ 開 会

○区長 教育委員会の皆様におかれましては、日ごろから教育行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今年度の第1回総合教育会議では、「これからの子どもの育ちと学びを支え高めていくための取組」を観点として意見交換を行いました。

本日は、前回の議論を踏まえて、引き続き、新宿区の子どもたちの育ちと学びについて、教育委員会の皆様と教育課題の共有を図り、議論を深めたいと思います。

それでは、平成30年度第2回新宿区総合教育会議を開会いたします。

まず、新宿区総合教育会議運営要綱第6条に基づき、本日の議事録署名人を1名選出したいと思います。

本日の議事録署名人については、菊田教育長職務代理者をお願いしたいと思いますが、い

かがでしょうか。

[異議なしの発言]

○区長 ありがとうございます。それでは、本日の署名人は、菊田教育長職務代理者をお願いいたします。

◎ 議 題

2 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について

○区長 それでは、続きまして、次第の2「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について」に移っていききたいと思います。

前回会議では、「これからの子どもの育ちと学びを支え高めていくための取組」を観点として、「教員の長時間労働の改革について」、「子どもや学校をめぐる法律問題とその解決に向けて」、「新たな教育課題と教員の指導力の向上について」、「区立中学校の魅力の発信について」、「子どもたちの健康について」といった論点で意見交換を行わせていただきました。

今回の意見交換に際して、教育委員会のお考えはいかがでしょうか。

○菊田教育長職務代理者 教育委員会としましても、本日も第1回の総合教育会議に引き続き、「これからの子どもの育ちと学びを支え高めていくための取組」を観点として、区長と意見交換をさせていただきたいと思います。

教育委員会では、これまでの間、前回議論したことを中心に取組を進めてまいりました。今回は、前回の議論を深め、また、現状の課題認識を踏まえた論点についても意見交換を行い、教育ビジョンの推進をより確かなものにするのと同時に、それぞれの取組を一層効果的なものにしていきたいと思っています。

そうしたことから、今回は、「学校及び教員の環境整備について」、「ICTのさらなる活用について」、「東京2020大会に向けた気運醸成について」、「子どもたちの健康について」の4つを大きなテーマとして意見交換をさせていただきたいと考えています。

○区長 ありがとうございます。

それでは、前回の議論を踏まえて取組を進められる中で深まった論点や、現状の課題認識を踏まえた論点について、教育委員会の皆様との議論を通じて、課題を共有したいと思

ます。

それでは、今回は、御提案のありました「学校及び教員の環境整備について」をはじめとした4つのテーマを論点として議論を進めていきたいと思いますが、皆様、御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○区長 ありがとうございます。御異議がないようですので、それでは、まず1つ目のテーマ「学校及び教員の環境整備について」、教育委員の皆様の御意見、お考えをお伺いしたいと思います。

御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○羽原委員 学校及び教員の環境整備ということで、最初に部活動指導体制の取組について意見を述べたいと思います。

教育委員会事務局の平成31年度に向けた予算要求の状況について報告を受けましたが、いよいよ具体的な取組が始まっていくものと感じております。予算要求としては、まず、週30時間勤務の部活動指導員を3名、週9時間勤務の部活動指導員を10名導入ということで、部活動指導員導入の初年度に向けて期待をしております。

ただ、その人員の確保については、人数の面では今後増えると考えておりますので、それほど問題はないと思いますが、特に中学校ではスポーツや音楽など、いろいろな部活動が行われていますので、それぞれの競技や分野できちんと指導できる方を確保していくとなると、これはなかなか大変なことだと思います。

できる限り速やかに、教員経験者や区内在学の学生、新宿未来創造財団レガスや地域社会といったところに対して、極力広い範囲において取組の具体的なイメージや内容を示しつつ、打診していくなど、迅速な対応をお願いしたいと思います。

それから、この課題には地域協働学校への期待という側面もあります。地域協働学校は、学校や地域によってまだまだ取組に温度差があったり、平成28年度の区民意識調査で約8割の方が地域協働学校を「知らない」と回答したりしている実態からすると、部活動指導員の確保について、地域協働学校にただ漠然とお願いするだけでは、なかなかよい人材の確保にはつながっていかないのではないかと思います。

ついでながら申しますと、地域協働学校のあり方については、全般的に、抽象的かつ自画自賛的な表現に流れがちではないか、実態はもっと厳しく、認識度の低さ、協力の一部集中化など根本的な運営についてもっと考えるべき段階にとどまってはいないか、と思いま

す。形式の整備だけにとどまれば、部活動指導員の確保の成果も上がりません。

また、部活動指導員の確保のほかにも、教員の働き方改革の取組が進んで、先生方の出勤時間が今よりも遅くなった場合には、登校時の子どもたちの見守りについてもお願いしなければならなくなるなど、地域協働学校に対する協力要請というものは、今後、もっと増えてくるのではないかと思います。

ですから、さまざまなことで地域協働学校やPTAへの依頼を行っていく上では、各学校の課題でもありますが、特定の方に協力要請が集中するなど、負担が偏ることのないような方策や工夫をできる限り早く考え、対応していただきたいと思います。

部活動指導員の導入に向けた予算が組まれていくことはいいことですが、具体的な動きとして、人材の掘り起こしができていなければ、いい人材は確保できないということになりますので、主として教育委員会側の課題ではありますが、区長におかれましても、この点について御配慮いただければと思います。

なお、部活動にはレベル高く勝利目標の学校のチームと、楽しく親睦的に取り組みたいというチームとがあり、また、スポーツのほかに音楽や趣味的な部活動もあり、そのような多様性にも配慮していかなければならないでしょう。

次に、教員の長時間労働の解消についてです。

この改革によって、さまざまな仕事の割愛、除外、外部依存などが始まりましょうが、教育のレベルが下がり、教育の効果が落ちるということがあってはならないという大前提に立って申し上げます。

この問題については、まず、これまでの取組の状況などについて、教育委員会事務局から報告を受けたいと思っております。

○酒井教育長 ただいま、羽原委員より、教員の長時間労働の解消に関する取組状況について、報告のお求めがございましたので、事務局から御説明させていただきます。

○教育指導課長 それでは、教員の長時間労働の解消に関する取組状況として、タイムレコーダーのデータ集計による教員の勤務時間等についてと、学校の法律相談体制について報告させていただきます。

初めに、タイムレコーダーのデータ集計による教員の勤務時間等についてです。

資料をごらんください。

平成30年9月からタイムレコーダーの運用が開始されました。本日の資料はその記録の集計結果等をまとめたものとなります。資料の内容は、平日1日当たりの勤務時間、1週間

当たりの勤務時間、そして職層別の1週間当たりの勤務時間の分布となっております。

なお、平成30年第4回新宿区議会定例会における代表質問で答弁したものと数値が異なっております。これは、代表質問への答弁の時点では、データを集計する際、前年度のサンプル調査と同様となるよう調整し、集計いたしました。その結果、休暇を取得するデータなどは除外し、休憩時間も勤務時間内に含めていました。しかしながら、年休を取得し、早く帰る日があったり、そのかわり翌日は残って仕事をしたりするなどの勤務の状況もあり、より教員の実態に基づいた集計結果とするため、タイムレコーダーに記録されたデータを基本として、改めて9月以降のデータを集計いたしました。

なお、タイムレコーダーは、出勤時間、退勤時間のみを記録しているもので、休憩時間は小・中学校、特別支援学校は45分、8時間以上勤務の場合は1時間、幼稚園は1時間であり、自動的に計算され、除かれ、記録されていきます。

タイムレコーダーのデータの処理については、資料の左下の②をごらんいただきたいと思います。1週間当たりの勤務時間については、それぞれの教員ごとに平日の平均勤務時間を算出し、それを5倍したものと、休日の平均勤務時間を算出し、それを2倍し、合計したものを基礎としております。

参考までに、前回のサンプル調査の結果を掲載しております。分布については裏面に印刷されております。こちらの資料ですが、後ほど分布と比較する際に、このように少し折っていただきますと、サンプル調査と今回の調査との比較ができるような構成となっております。

昨年度の調査は、比較的、学校、園の行事が少ない時期を選び、限られた学校、園により実施したサンプル調査でした。今回のタイムレコーダーは、学校、園行事が実施される中での結果となります。単純に比較することは難しい面がありますが、各校、園の取組によって勤務時間は改善の方向に向かっていると捉えています。

また、教員の働き方改革プロジェクトチームの会議の場においても、「自分の勤務時間を客観的に把握することができて確実に勤務時間に対する意識が高まった」、「退勤する際、まだ残っている教員に対し声をかけて帰る姿が今まで以上に見られるようになった」、「早く退勤することに遠慮がなくなり、帰りやすい雰囲気がつくられている」などの発言があり、退勤する時間が以前よりも早くなったと、タイムレコーダー導入の効果について意見が出されました。

区は、当面の目標として、過労死ラインに相当する1週間当たりの実働勤務時間が60時間

を超える教員をゼロにするとして、平日は11時間以内、土日の連続勤務は避け、どちらか1日は休むことを実践するとして取り組んでいます。

勤務時間の教員の分布を見ますと、昨年度のサンプル調査の分布と比較すると、長時間勤務の割合が減り、全体として分布の山は改善の傾向を示すものとなっています。

しかしながら、全体として60時間を超える教員が毎月一定程度見られ、特に副校長、副園長についてはその割合が大きくなっています。

また、1週間当たり60時間は超えないものの、55時間から60時間は教員についても毎月1割程度あることから、これまでの取組を総合的にさらに進めていくことが必要であると考えています。

今回の集計結果については、校園長会に示し、自校の改善のための資料としていきたいと考えています。

また、学校では毎月の結果を個人表として印刷、配付し、活用している例があります。今後、このような活用事例を周知し、引き続き改善を促してまいりたいと考えています。

次に、学校の法律相談体制についてです。

これは、教育委員会や学校が法的根拠に基づいた助言が必要となる問題等、解決が困難な事象について、弁護士へ相談等を行い、必要な助言を得られる相談体制を整備することで、迅速に問題解決ができるようにすること、対応に多くの時間を費やすことが想定される案件についても、学校の責任の範囲等、法的根拠に基づいた見通しの持てる対応が可能となるようにすることを目的としています。

実績としましては、平成30年7月から運用を始め、12月末までに11件の相談実績がありました。主な内容としましては、保護者間トラブルの解決に向けての学校の対応について、学校の管理下における事故の扱いについて、文書での回答方法及び内容についてなどがありました。

成果としましては、迅速に相談できる体制であるため、弁護士からの助言を学校に早く伝えることができている。具体的な助言としては、児童・生徒のケア、保護者への折衝、教員の対応、情報管理、文書作成等に係るものがあり、発生時の混乱を収束させたり、新たな事件、事故の未然防止につなげたりしています。担当弁護士は専門的な法律知識に加え、教育に関する深い理解と識見を持って学校を総合的に支援できるため、適切な解決策等の助言をいただくことができている。

報告は以上となります。

○羽原委員 ただいま、9月から11月にかけてのタイムレコーダー導入後の教員の勤務時間などの状況について報告を受けました。

御報告いただいたばかりのデータなので十分検討できていませんが、少し改善の兆しが見えるかなという印象はありますが、総体としての変化から見ると、教員の長時間勤務の解消は本格的にはまだまだこれからであると思います。正規の勤務時間は、1日7時間45分だという法定の目標からすると相当厳しく、また、教育の質を落としてはならないという視点も十二分に配慮されなければなりません。

12月6日に中央教育審議会が「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の素案を示しました。

この素案は、文部科学省の示した公立学校の教員の時間外勤務の上限を月45時間と定めたガイドライン案の遵守を軸としたものですが、この45時間を超えないようにするというところに、どうしても理想と現実のギャップというものがあって、この素案の内容を簡単に学校現場に反映できるのか、目に見える効果が期待できるのかといえ、なかなか難しいのではないかと考えています。

というのも、月曜日から金曜日までの5日間分で月40時間、土日の8日間で月5時間として、45時間を割り振ると、1週間の労働時間が小学校で10時間強、中学校で11時間強です。休憩時間についても、実際の現場では仕事に取り組んでいるのが現実です。区の調査では20時間ですので、月45時間以内という目標は、そう簡単には実現できないだろうと思うのです。つまり、あまり甘い視点で取り組むと結果的に本来の成果が上がらないと思われます。

また、中教審の素案は、中学校における取組例として、教員勤務実態調査の平均出勤時間が午前7時27分なので、正規の勤務開始時間を午前8時15分にすれば、在校時間は48分減ることになっていきます。しかし、それでは教員は登校時の子どもたちの様子を把握しないということになりますし、学校によっては8時15分からすぐ始業となれば、授業準備は前日の夜にやらざるを得なくなり、負担が生じるなど、教員や学校の実態に鑑みて、不具合や矛盾が生じるのではないかと考えています。

児童・生徒の休み時間の対応や、校内清掃の見守りなどについては、地域の方に頼むこともできるというような記載もありますが、果たして頼める人がそうそういるのか、あるいはそのコストはどうなるのかという点は疑問ですし、そもそも掃除というものは責任感の

育成や子どもたちの相互の触れ合いを深めるといった点において、教育的な意味が大きいものであると思います。教員免許を必ずしも必要とする業務ではないからといって、安易に掃除の見守りは外部に頼むというようなことでは、今の人口減少の時代にはとても追いつかないので、そういった問題点もあると思いました。

また、成績処理の事務作業の負担軽減と、ICTの活用環境の整備を結びつけている記載がありました。ICTには便利な点もありますが、子ども一人ひとりの評価というものは、本来は先生の間人としての作業になりますから、ICTを活用して行う部分については、注意が必要であると思いました。

登下校の通学路における見守りを「基本的には学校以外が担うべき業務」と整理している点については、子どもたちの表情や健康状態は、教室にいるときよりも子どもたちが動いているときのほうがよく読み取れるので、やや疑問ではありますが、これはできないことではないかと思います。

先ほども触れました外部指導員の配置についても、簡単そうに記載されていますが、人材がいるのか、コストは大丈夫なのかという課題があると思います。さらに言えば、授業準備や成績処理などが勤務時間内に行えることであるとしているように読み取れる部分があるのですが、実態としては勤務時間外の作業であるというような表現もあり、どう読み取るべきかという矛盾を感じました。

それから、地域とのかかわりについても見直しが必要であるということですが、これらを安易に誰かに委ねて、教員はあくまでも学校、学級中心であるということでは果たしてよいのか。本当にそれで教育の成果が上がっていくのかという疑問を持っています。

まだ文科省や東京都の方針が具体的に示されたわけではなく、最終的にどのような方策が取りまとめられるのかはわかりませんが、なるべくならば教育の本質は何かという検討が深められ、そのための方策に予算が割かれることが望ましいのではないかと考えています。

現時点では、区のレベルまで方向づけがなされていませんが、できる限りそのような視点で、区としての対応や取組を考えていかなければならないと思っております。

このほか、先ほどの素案の中では、教員の年間を通じた業務のあり方に着目して、夏休みをまとめて取れるような、1年単位の変形労働時間制を適用することができるよう、法制度上措置すべきであるとしています。

これについては、基本的には賛成なのですが、これに関連した取組としては、新宿区では月1日以上の時定退庁日の設定や、8月の夏季休業中に5日間の一斉休暇取得促進期間の

設定を行いました。

しかし、前回の総合教育会議でも述べたとおり、このような取組で教員の勤務時間全体が十分に短縮されるかといえば、そうではないと思っています。本格的に勤務時間を縮小するのであれば、定時退庁日をさらに増やす工夫や、変形労働時間制などについて、一層データをそろえて検討していく必要があると思います。

その場合は、例えばプール当番の頻度や、教員の夏季研修のスケジュール、小規模校の状況など、具体的なところでの検討が必要になってくるでしょう。

また、区立学校40校の各校長のスマートワーキング・リーダー宣言を見せてもらいました。多くの学校は当たりさわりのない抽象的な表現で、具体的に何をどう取り組むかがわからなかったのですが、幾つかの学校では、例えば、週末に次の週の定時退勤日を設定する、月2回の定時退庁を行う、あるいは土日出勤は月に1日までとするなど、教育委員会が示した取組よりも、やろうと思えばできるというような宣言をしているところもあります。

現場にそのような声があるのですから、教育委員会、この場合は教育委員会事務局が主になりますが、もっと気を引き締めていかなければならないと思います。国や東京都がかかわらないような一つ一つの取組にまだまだ工夫の余地があるのであって、各校が自主的に工夫できる取組を懸命に推し進めていかなければ、この問題は解決できないと思います。

まだ二、三年はかかる長期的な課題なので慌てることはできないと思いますが、中途半端な取組では、いずれ打開の道は見つからなくなってしまうと思います。

先日、ある公立小学校の校長が、学習指導要領の改訂などに伴って授業時数が増えるが、制限ある時間の中でそれを全てこなすのはほぼ不可能であるということを新聞に投稿していました。これは検討に値するいい視点でした。

中教審自体は提言を行うところですから、そう具体的な改革はできないと思います。しかし、近年の文科省の調査結果では、うつ病などの精神疾患で休職した公立学校の教員が全国に約5,000人いることなども考えていかなければなりません。

中教審が触れていない問題の一つとして、教員には給与月額額の4%が教職調整額として支給されていて、4つの項目以外には時間外勤務手当や休日勤務手当は支給されないことから、実際には多くの無料奉仕が発生しているという現実があります。ただ、この給与問題を長時間労働の改革にストレートに絡ませると、事の本質が抜け落ちかねませんので、この問題とは切り離して考えたいと思っています。4%留め置きでよいということではなくて、切り離して検討すべきであるということです。新年度の予算案では触れておらず、国

の方針を見守らざるを得ません。

今後、国の方針が出てくるでしょうし、予算編成の問題もあるかと思しますので、そのあたりの動向を見ていかなければなりません。まずは現場のレベルから検討を重ね、できることは試行錯誤であっても、とにかくやってみよう、学校間の情報交流ももっともっと工夫をしよう、というように、さらに努力していかなければならないと思っています。

○区長 ありがとうございます。

そのほか、このテーマで御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○菊田教育長職務代理者 ただいま羽原委員からも御発言がありましたが、私も各学校現場がそれぞれの状況を踏まえた上で、一つ一つの課題にしっかりと取り組んでいくことが重要であると思います。

単に「何時間削減」という数字を追いかけるのではなく、しっかりと「子どもたちのために」という視点を持って工夫や改善を進めていくためには、羽原委員のおっしゃるとおり、二、三年はかける覚悟で取り組むべきであると思います。

○区長 ありがとうございます。

そのほか、このテーマで御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○古笛委員 学校及び教員の環境整備について、私からもお話をさせていただきます。

教員の勤務環境の改善・働き改革の一環として、学校の法律相談体制が整備され、7月から運用を開始しております。

先ほど事務局から、個別の法律相談の状況について御報告を受けましたが、12月末までに保護者から学校への要求に対する適切な対応についてなど、11件の相談があったということで、学校の迅速かつ適切な対応につながっていると思います。

今後もうまく活用して、さまざまな問題解決につなげていただきたいと思います。こうした取組を一步進めて、個別の問題について、その場その場で個々に解決していくというところで終わるのではなく、同じような問題を抱えている学校に、どのように情報共有していくかということも考えなければならぬと思っています。

もちろん個人情報問題には配慮しながら、何らかの形で後に残せるような、また、全ての学校で役に立ち、教員一人ひとりの対応力のレベルアップにつながるような取組に発展させていくことが大切です。

例えば、先生方の研修会や勉強会などでも、学校で起こるさまざまなトラブルの解決をテーマとして、うまく法律家を活用することもできるのではないかと思います。

ただし、そうした視点だけでは、学校と家庭との対立構造を強調してしまうことにもなりかねませんので、家庭や子どもたちにも、法律家とのつながりを持って、相互理解の関係をつくることのできるような取組として、出前講座などを実施することも考えられると思っています。

それと同時に、実施の際は、子どもたちや先生もとても忙しい中で、時間をとられないような工夫も必要です。

例えば、朝読書の取組のような、朝のちょっとした時間や、始業式や終業式のときなどに、子どもたちに向けて何かできることはないだろうか。保護者会や学校公開など、親御さんが多く集まる機会に、親御さんに向けて何かお話しできることはないか。

あるいは、夏休みなどの長期のお休みのときなどに、子どもたちから希望があれば、法定傍聴であるとか、大学の見学であるとか、いろいろなことでお手伝いができるのではないかと考えています。

新宿区には法律相談クラブというものがあまして、新宿区を愛している弁護士の先生方が多くいらっしゃいます。メンバーの皆さんが集まる機会にはいつも、新宿区の子どもたちや学校のために何かできることはないかといったお話をされていますので、きっとさまざまな面で御協力をいただけるのではないかと考えています。

○区長 ありがとうございます。

ほかに、御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○星野委員 第1回の総合教育会議でも述べましたが、古笛委員のおっしゃるとおり、学校における初期対応の支援策の一つとして、各校の相談事例の類型化と、学校間の情報共有が大切だと思いますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

また、一歩進んだ取組として、法律相談だけではない、これからの学校教育に広がりを持たせるような法律家の活用を、とのお話がありました。分野こそ違いますが、私も医療の専門家として同じ思いでおります。医師も、学校や子どもたちとのかかわりで、健康診断や病気を診るというだけではなく、直接学校を訪問して健康教育などを行う場合もあります。子どもたちが専門家から直接話を聞くことは、必ずよい経験になりますし、将来、自分が活躍したいと思う分野を広げるきっかけにもなるのではないのでしょうか。

○区長 ありがとうございます。

「学校及び教員の環境整備について」は、酒井教育長のお考えも伺いたいと思います。

○酒井教育長 「学校及び教員の環境整備について」ということで、教員の勤務環境の改善・

働き方改革に関する今後の取組の方向性を中心に御意見をいただきました。

部活動指導体制の取組については、子どもたちは地域社会全体で育てていくとの発想のもと、子どもたちには、より充実した部活動の時間を提供していくとともに、教員の負担の軽減にも確実に繋がっていくよう、部活動指導員の人材確保に向けた働きかけを進めていきたいと思っています。

このほか、教員の長時間労働の解消についても、これに向けたそれぞれの取組を進めているところです。まだまだ不十分であるとの御指摘もありましたが、菊田職務代理者からも御意見をいただきましたように、単に数字を追いかけるのではなく、どのようにすれば子どもたちのためになるのか。このことを肝に銘じて、丁寧に取り組んでいきたいと思えます。あわせて、今後の方向性については、国や東京都の動向も注視し、十分に検討していきたいと思えます。

また、学校に対する法的支援について、古笛委員から心強い御意見をいただきました。取組を通じて、学校現場と家庭との一層の相互理解のもと、子どもたちを育てていきたいと思えます。

○区長 ありがとうございます。

ここまで、「学校及び教員の環境整備について」というテーマのもと、教育長を含め複数の委員から御意見をいただいております。

「部活動指導体制の取組について」の視点からは、部活動指導員の人材確保に向けた速やかな働きかけの重要性や、地域協働学校への期待と協力要請の工夫、また、「教員の長時間労働の解消の進展について」の視点からは、学校現場の工夫でできることを一つ一つ取り組んでいくことの重要性について御発言がございました。

教員の勤務環境の改善・働き方改革については、第二次報告書にも掲げられた34の具体的な取組が総合的に推し進められ、私としても大変心強く思っております。中でも、部活動を支える環境の整備は、新宿区にとっても画期を成す取組ですので、部活動指導員の確保に向けた働きかけなどとあわせて、私といたしましても、できる限りの協力をさせていただきたいと思えます。

また、「学校に対する法的支援について」の視点からは、学校の法律相談体制の取組を一步進め、子どもたちや保護者を対象とした出前授業などの実施や、より柔軟な弁護士の活用を、といった御発言がございました。

引き続き、学校の法律相談体制の整備に向けた取組を支援させていただくとともに、今後、

より多様で柔軟な法的支援が展開されていくことにより、子どもの育ちや学びに携わる方々の相互理解が一層深まっていくことを期待します。

それでは、次に、「ICTのさらなる活用について」、教育委員の皆様の御意見、お考えをお伺いしたいと思います。

御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○菊田教育長職務代理者 私からは、学習や言語活動につまずきが見られる子どもたちの可能性を広げる手段としてのICT活用の必要性についてお話をさせていただければと思います。

新宿区では、平成29年度から全ての小・中学校にタブレット型パソコンを導入して、学校訪問の際などでも集団の学びの中での活用が随分充実してきているなど感じているところです。もちろん、ICTとのかかわり方は年齢に応じて十分な配慮が必要ですが、社会に出たときに、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用できる力にもなっていくものと思います。

そして、集団での共同学習の環境が充実してきている中、今度は取組を一步進めて、個々の学びの支援にもICTを活用していく必要があるのではないかと思います。特に、学習に困難を抱える子どもたちへの本気取組が必要ではないかと思うところです。

アメリカでは、子どもの学力について、下位層の20%に対しては、その原因がどこにあるのかを調査する責務が教員にあるそうです。例えば、言語のアクセシビリティが足りていないであるとか、そうした原因を徹底的に調査して、的確に捉え、個に応じた支援につなげていくということです。

新宿区の学校には、日本語を母語としない子どもたちが多く在籍していますので、個々の日本語能力に応じて適切な学習が行えるように、タブレット型パソコンの音声読み上げ機能やデジタル教材など、ICTを活用する手法は大変有効だと思います。

また、学習障害などの発達障害のある子どもたちにも、ICTが有用だということがわかっています。

聞くことはできても、教科書などを読むことが困難な子どもには、電子化された教科書やささまざまな教材の文章を音声で聞くことができるようになります。

話すことはできても、書くことが困難な子どもには、文字を鉛筆で書くのではなく、キーボードや手書きでの書き込みでタブレットに入力することで、ノートをとれるようになります。

このように、個々の子どもの特性や発達段階に応じてICTを活用することで、さまざまな困難を取り除いたり、減らしたりすることができ、子どもたちの可能性を広げられるようになります。

さらには、通常の授業の中でのタブレット型パソコンを使用した共同学習は現在でも活発に行われていて、学校訪問などの機会でも、タブレット型パソコンをノートや鉛筆と同じ一つのツールとして、子どもたちが生き生きと活用している様子を見させていただいています。

今後は、こうした状況を踏まえた上で、日本語が不自由であったり、何らかのつまずきがあって学習に遅れの見られる子どもたちが、放課後学習でICT機器を活用できるような場面が実現できるとよいと思います。

また、今後のさらなる展開としては、家庭学習の場面での活用についても研究していく必要があると思います。

これは、日本語に不自由がある子どもにも、障害のある子どもにも共通して大変有効で、例えば、日本語に不自由のある御家庭であっても、ICTがあれば自宅で教科書を読み上げて復習したりすることができるわけです。自宅でICTが利用できなければ、ノートや教科書を学校に置いて帰るのと同じことになります。

繰り返しになりますが、言語に何かつまずきがあるのであれば、それを学校がICTで補うことによって、思考活動を深めるといった学びの保証をしていく必要がありますので、自宅学習での活用といった面も含めて、今後、新宿区でも研究をしっかり進めていくべき課題だと思います。

○区長 ありがとうございます。

ほかに、御発言のある方いらっしゃいますでしょうか。

○星野委員 ICTが言語活動の面で支援に役立つことはもちろんですが、私は理系の人間です。学校訪問で授業見学をしていますと、理科や算数の理解にもICTがもっと活用できるのではないかと感じています。

理科や算数について、我々はある程度話を聞いたら、そこから「動き」というものをイメージできますが、理科や算数が苦手なお子さんは、授業で聞いたことが頭の中で「動き」にならなくて、ぐちゃぐちゃになって、結局わからなくなってしまうのではないかと思います。

現在は、子どもたちの学習支援ツールとして、音声や図、文字の解説を視聴しながら、理

科や算数の理解を深めることができたり、理解の実験を動画で確認して要点を学べたりするような、さまざまな授業支援のコンテンツが提供されていると思います。

理数系の苦手な子には、こういった動画的なものを補助的に使ってあげると、より理解しやすくなるのではないかと思います。

○区長 ありがとうございます。

「ICTのさらなる活用について」、教育長のお考えもお伺いしたいと思います。

○酒井教育長 菊田職務代理者からも御意見がありましたとおり、新宿区の学校には外国にルーツを持つ子どもが多く在籍しています。また、子どもたちは、年間を通してさまざまなタイミングで新宿区に転入してきます。こうした子どもたちの言語的なアクセシビリティについて、実態としては、学校の授業の時間だけではなかなか対応し切れていない部分があります。

教育委員会は、これまでも、こうした子どもたちへの日本語指導や適応支援として、日本語サポート指導や日本語学習支援などの取組を行ってきました。

今後は、もう一步踏み出して、子どもたちの特性に応じて、放課後学習支援でもICTを活用していくことが効果的であると思います。

また、家庭学習の場面についても、ICTの活用の研究が必要であるとの御意見がありましたが、これについては、機器の通信環境の問題や、貸与に伴う情報セキュリティ上の課題など、なお解決していく課題があると考えています。

なお、ICT機器は非常に便利ですが、教育活動自体がICT機器に依存してしまうことがないように、注意が必要であると思います。言語につまづきがある場合は、ICTによってそれを補うことで、つまづきを解消して、あくまでも教育課程の中で、本来的な思考を深めていくことが大切であると思います。

○区長 ありがとうございます。

子どもたちの学習や言語活動のつまづきを解消し、一人ひとりの思考活動を深めていくために、ICTのさらなる活用に向けた研究が重要であるとの御意見をいただきました。また、理数系が苦手なお子さんへのICTの有効性についての御発言もございました。

また、酒井教育長からは、放課後や家庭教育でのICTのさらなる活用に向けた研究の必要性についてお話をいただきました。

教育委員会におかれては、支援が必要な子どもへの配慮の観点から、ぜひICTのさらなる活用について研究を進めていただき、子ども一人ひとりの「生きる力」を育む教育につ

なげていっていただけたらと思っております。

それでは、次の項目に移らせていただきます。

「東京2020大会に向けた気運醸成について」、教育委員の皆様の御意見、お考えをお伺いしたいと思っております。

御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○今野委員 改めてになりますが、東京2020大会では、世界中の国や地域から、言葉や文化も異なる多くの人たちが一斉に東京に集まってきます。そうした中で開催される世界最大のスポーツの祭典ですから、子どもたちにとっては、きっと何度も心を揺さぶられる思いのする機会になることと思います。

私は、せっかくの東京大会ですので、新宿区の子どもたちのために、学校がもっとこの機会を利用してできることがあるのではないかと、もっとやってほしいなと思っております。

世界一流のアスリートが繰り広げる競技スポーツの力強さや厳しき、美しさは、我々大人にとっても楽しみなところで、子どもたちにとってはなおさら、大きな期待感と興奮の中で、さまざまなことが自然に勉強できる機会だと思っております。

選手だけでなく、観客など、世界中から多様な人たちが一気に集まるのですから、子どもたちにとっても刺激にあふれた、まさにアクティブな学習を行い、関心を高めるのにこの上ないチャンスです。

区立学校では、これまでもオリンピック・パラリンピックに関連した学習や取組を行ってきたところですが、この機会をもっと徹底的に活用すべきだと思いますし、まだまだできることがあると思っております。

また、東京大会では、さまざまな障害を持つアスリートが目の前で活躍する姿を見られると思っておりますが、そうしたことを通じて、私たちが日常的に障害や障害者に対する考え方や理解を深めて、共生社会の形成へと一歩進めていくことへの契機になるものと思っております。

そうしたことを踏まえると、障害の有無やルーツとなる国にかかわらず、さまざまな人がそれぞれに活躍できるという、最近のはやり言葉でいいますと「ダイバーシティ」の重要性を身近に理解できる、またとない機会となることと思っております。

今、企業や社会団体などでは、ダイバーシティを確保することで、競争力やイノベーションを起こす力を高めることができるとの理解が進んでいます。これからの日本の社会全体においても、多様な人たちがそれぞれ多様に活躍できる、そして、それによって社会が発展するという、まさにダイバーシティの確保ということが、これからの重要な考え方にな

と思います。

そういう面では、東京2020大会は、学校教育の中でも、子どもたちがダイバーシティを尊重する態度を身に付け、実践できるようになることにもつながっていくのではないかと思います。

既に各学校では、障害者スポーツの体験事業や、地域に住む外国の方々との交流を通じた国際理解教育などの取組を教育ビジョンに位置付けて行っていますが、この機会にもっともっと取り組んでもよいのではないかと思います。

そういう意味では、積極的な活動に取り組むということで、学校においてはボランティア活動をオリンピック・パラリンピックに関連づけて実施するのがよいのではないかと思います。今までのカリキュラムでも、さまざまな機会を捉えてオリンピック・パラリンピックに関連づけて、子どもたちに意識させてきたかと思いますが、新宿区には外国にルーツを持つ子どもたちが多く、その国籍もさまざまですので、そういう子どもたちが活躍する場としても、積極性を育む教育の一環として、ボランティア活動を推進すべきであると思っています。

これまでの総合教育会議でも意見交換がなされましたが、特に日本の子どもたちは、自分自身について前向きに評価する傾向が低いと言われています。いわゆる自己肯定感が低いと言われているわけですが、その傾向は小学校高学年になるにつれて強くなり、中学校の段階で顕著となります。

そうしたことから、中学生の時期に合わせて、自己評価を高めることにつながるような、積極的な活動をたくさん経験させるのがよいと思います。自己評価が低いと、新しいことへのチャレンジも難しくなりますし、他者とのコミュニケーションや関係性の構築にもマイナスの影響を与えていると言われていますので、中学生に対しては、オリンピック・パラリンピックの気運の中で、これに前向きにかかわる活動を構成することが効果的であると思っています。

特に、教育委員会では、中学生が外国人観光客への観光ボランティアを行うことや、意欲的な活動を展開している中学校の生徒会に、自主的に活動を考えさせるという取組を考えています。

ボランティア活動の本質は自発性にあることから、学校教育として行わせる場合はその点を欠くことになり、本当の意味でのボランティア活動には当たらないと言えるかもしれません。しかし、子どもたちがボランティアとして活動を経験し、多様に学ぶことは大切で

すし、将来、真に自発的で自立的なボランティア活動を行うことができるようになるためにも、とても重要なことです。学校では「ボランティア学習・ボランティア教育」として位置付けて行うのがよいと思います。

ボランティア活動には、他者の助けになるなどの公益的な面と、それを通じて自分自身のやりがいや達成感を深めるなど、自分の成長にかかわる面があります。そうした活動の成果を確かなものにするためには、活動を行う上での条件や段取りを考えたり、準備をしたり、また、活動の受け手や社会への影響などを考慮したり、実に勉強しなければならないことが多いものです。

ですから、学校の中で「ボランティア教育」として位置付けて行う場合、やはり学習・教育ですので、事前の準備や途中の指導、事後の評価などを行うとともに、子どもたちが趣旨に沿って十分な活動ができたかどうか自己評価するなど、教育活動として総合的に指導しながら進めていくことが大切です。

そのための条件整備には予算が必要となりますので、区長にはその点も含めて御配慮いただけたらと思います。

最後に、この東京2020大会に向けては、大人もいろいろところで気運を高めていかなければならないと思います。子どもたちが前向きにボランティア活動に取り組むことは、必ずや保護者や地域の方々がそれを応援したり、あるいは、みずからの意識を高めることにつながって、ひいては、地域社会全体でオリンピック・パラリンピックの気運を地道に高めていくことにもつながるものと思います。

予算が関係する以外でも、さまざまところで悔いのない活動が展開されればと思っております。

○区長 ありがとうございます。

東京2020大会に向けた気運醸成については、オリンピック・パラリンピックに関連づけた取り組みとして、子どもたちのボランティア活動を学校教育に位置付けて取り組んでいくべきであるとの御意見でした。

私といたしましても、この東京2020大会が、新宿区の子どもたちにとってかけがえのない、一生の思い出に残るようなものになってほしいと切に思っております。

子どもたちの具体的なかかわり方を模索していく上では、引き続き、大会組織委員会との調整を重ねていく必要がありますが、教育委員会で進められる子どもたちのボランティア活動などについては、私としても支援をしてみたいと思います。

ここで、東京2020大会に向けた区取組について、私からも御紹介させていただきたいと思っております。

新宿区では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が、将来を担う子どもたちを初め、多くの区民の記憶に残り、地域の活性化につながるよう、さまざまな取組を進めています。

昨年9月には、「新宿区東京2020大会区民協議会」を開催し、各団体の主体的な取組における普及啓発の推進や、東京2020大会ボランティアへの参加促進、子どもたちのボランティア気運の醸成などについて検討を行いました。

こうした検討を踏まえ、11月3日には、東京2020大会ボランティアの参加を促進するための「ボランティアフォーラム2018」を開催し、74名に御参加をいただいたところです。

同イベントのトークセッションでは、新宿区スポーツ栄誉賞第1号の三井梨紗子さんや、平昌2018オリンピックにボランティアとして参加した早稲田大学の学生の方などが登壇し、実体験を踏まえたボランティアの魅力や、ボランティアの心構えなどについて語っていただきました。

そして、平成31年3月3日に開催予定の500日前記念イベントに向けて、各団体の参画・参加の具体的な手法を検討するほか、区有施設のラッピングや、大会パブリックビューイングの開催に向けた準備を進めるとともに、大会後のレガシーとして引き継ぐため、スポーツ施設整備基金を活用した区内のスポーツ施設の改修などを進めてまいります。

また、大会の開催に向けて、地域の伝統芸能や歴史的な行事などを発信するため、区民の自主的な活動を支援する「(仮称)東京2020オリンピック・パラリンピック区民参画基金」を創設します。

今後も区民協議会における検討などを踏まえて、多くの区民が参加し、大会開催を身近に感じることができるイベントの実施など、気運醸成に向けた取組を推進していきます。

さらに、教育委員会と連携し、平和の祭典でもある東京2020大会を開催する年に合わせ、次世代を担う子どもたちに、平和の尊さと戦争や核兵器の恐ろしさを心に刻み、末永く記憶に残してもらうため、被爆者から被爆地での体験講話をしていただくなどの取組を展開してまいります。

東京2020大会に向けた気運醸成について、教育長のお考えもお伺いしたいと思います。

○酒井教育長 やはり、教育委員会としては、今野委員から御発言がありましたように、子どもたちにも実体験を伴った活動や活躍の場をつくっていきたいと思っています。そして、

ボランティア活動の経験を通じて、大会が終わった後でも、子どもたちが自信を持って自分たちのまちのよさを紹介できるとよいと思っています。

また、戦争体験者が年々減少している中で、平和の祭典でもあるオリンピック・パラリンピックの開催年に合わせて、被爆をされた方から直接お話を聞けるのは、大変貴重な機会です。子どもたちに平和の大切さを肌で感じてもらえるよう、教育委員会としても協力して進めていきたいと考えています。

○区長 ありがとうございます。

それでは、次の項目に移らせていただきます。

「子どもたちの健康について」、教育委員の皆様のお意見、お考えをお伺いしたいと思います。

御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○星野委員 私からは、第1回の総合教育会議に引き続きまして、さまざまな教育施策を進めていくためには、やはり子どもたちの健康が大前提であるという認識に立ちまして、子どもたちの健康についてお話しさせていただきます。

平成29年度、公益財団法人日本学校保健会が作成している「就学時の健康診断マニュアル」が15年ぶりに改訂されました。私は、今回の改訂マニュアルに記載されている、就学時の健診の後、行わなければならない対策のうち、「予防接種」、「視力」、「その他の疾患の異常及び有無」の3項目についてお話しさせていただきます。

初めに、「予防接種」についてです。

平成29年度の東京都麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果によりますと、小学校に入る前に打つMRワクチン第2期の接種率は、東京都は47都道府県中43位、接種率は91.9%です。東京都の61市区町村別の接種率を見ると、新宿区は50位で、接種率は89.3%となっていますが、接種率は95%ないと予防効果が薄いと言われていいますので、明らかに足りません。

これは全対象者の数字です。極端なことを言いますと、私立小学校に入るお子さんは基本的に予防接種を接種していないと入学できませんので、区立小学校の児童はこれより低い接種率である可能性があります。

予防効果を考えますと、就学時の健診でワクチン接種の確認を徹底することが、まず重要です。そして、転入してくる児童や、入学後も未接種のままにいる児童がいると思いますので、やはり機会を見つけて接種を勧奨していくということが必要ではないかと思っています。

ます。

次に、「視力」です。

健康診断マニュアルには、「視力0.9以下の者は、全て眼科の受診を勧告する。眼科受診の結果、学校保健法第75条の政令で定める視力障害者の可能性がある場合には、教育相談や就学支援を担当する部局と相談し適切に対応を行う。」との記載があります。

私は小児科医ですので、あまり視力検査をする機会はありませんが、眼科の先生方からは、現在実施している就学時健診の眼科の視力検査は、効果的に行われていないのではないかとされています。また、就学時に既に弱視のお子さんは、完全に回復する見込みがなく、矯正もできません。もっと前から対応が必要であると言われておまして、その時期というのが3歳です。就学時健診よりも前の3歳児健診で、斜視や弱視の子を見つけていただき、対応していく必要があるものと思います。

次に、「その他の疾患の異常及び有無」という項目です。

健康診断マニュアルには、「知的障害・発達障害の疑いのある場合には、教育相談や就学支援を担当する部局と相談して適切に対応を行う。」と記載されています。現在、就学時健診で知的障害や発達障害を発見する方法として、面接が行われています。ただ、面接というのはあくまでも主観的な要素が強くて、客観的な評価はなかなか難しいと言われています。

現在、子どもたちの多動・不注意、情緒面、行為面、仲間関係、向社会性という行動をスクリーニングするための「SDQ」という質問用紙があります。残念ながら、新宿区ではこのSDQは行われていませんが、落ち着きのなさや不安の持ちやすさ、指示の入りにくさ、子どもの集団からの受け入れなどを客観的に評価するものとして、現在、日本中で使われているものです。

このSDQは診断ではなく、あくまでもスクリーニングですが、これを使うことによってADHD（注意欠陥多動性障害）やASD（自閉症スペクトラム障害）を発見する手助けになります。残念ながら、LD（学習障害）に関しては、やや項目が薄いのかなという印象もありますが、このSDQは点数制の評価となっておりますので、医師でなくても、誰でも評価できるようになっていますので、できれば就学時健診の中で、このような手法を導入していただければと思います。

なお、このSDQは、親御さんが実施した場合と、保育園や幼稚園で実施した場合に、結果がうまく合わない場合があります。保育園、幼稚園の先生は客観的に見ますが、親御さ

んが書きますと主観が入りますので、違う結果が出てしまう傾向にあります。そうした点ではありますが、将来的にも子どもたちのために非常に役立つものです。

今回述べた3点の項目について考慮した健診を行っていただきたいと思います。

また、一步進んだ自治体では、行政が5歳児健診を実施しています。5歳になれば身体的な病気はほとんど発見されていますので、発達障害を見つけるための健診という要素が強くなっています。健診を受診し、その中で親御さんに気付いてもらうのです。5歳ですので、小学校入学までまだ1年ちょっとの期間があります。教育環境や生活環境に対応できるように、ある程度トレーニングをしてから小学校に入学させるという手法が、今、最も進んだ自治体で導入されているところです。

3歳児健診もそうですが、5歳児健診となると対象が全区民となりますので、担当は健康部です。しかし、これらの健診を実施することとなれば、一番恩恵を受けるのは教育委員会ですので、ぜひ、教育委員会と健康部で協力して行っていただきたいと思います。

○区長 御意見ありがとうございます。

ほかに、御意見はございませんでしょうか。

○菊田教育長職務代理者 ただいまお話のあった学習障害（LD）について、私からも申し上げたいと思います。

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童・生徒の割合は、文部科学省の発表では6.5%ほどと言われ、また、LDの可能性のある子どもは約4.5%とされています。単純に計算すれば、新宿区立小・中学校に在籍する児童・生徒のうち、700人ほどが発達障害の困難に直面し、500人ほどがLDの困難に直面しているということになります。500人、つまり大きな規模の学校1つ分ということになります。

障害のある子どもに対して、その子どもの能力を最大限に高め、障害に基づく生活上や学習上の困難を改善・克服することを目的として行われる教育が特別支援教育であり、これは通常の学級を含む全ての学級において実施されているものです。

新宿区においては、発達障害に関しては、小学校では「まなびの教室」が既に全校展開され、中学校では特別支援教室が来年度から全校展開されます。体制の整備に伴い、恐らくは保護者の間でも発達障害への理解が広まり、入級の希望者も増え、発達障害を持つ子どもたちが適切な教育を受けられる環境が充実してきました。

これに対して、LDは発見されることが非常に難しいのが現状です。学齢期に適切な支援を受ければ、順調に必要な能力を獲得していけるにもかかわらず、発見されないまま大き

くなっていくと、学習の意欲が極端に低下し、不登校になったり、高校を退学したりしていくということが知られています。ある調査によると、不登校の子どもに占めるLDの子どもの割合は25%程度と言われていいますので、通常の学級の子どもに占める割合と比較すると、およそ5倍ということになります。

今野委員の御発言に自己評価のお話がありましたが、自己評価は中学生ぐらいからどんどん下がっていきます。LDに関しては、特に自己評価の低下を防ぐためにも、早期に発見して対処するということが重要な課題だと思っています。

静岡市では、小学校1年生の全児童に対して、一斉にスクリーニングを行っているそうです。それは、先ほど星野委員から御発言ありましたように、医師でなくてもできる簡単なスクリーニング検査です。8歳でLDの症状が見られれば、その症状は一生続くと言われていいます。スクリーニング検査でLDを持っていることを早期に発見することができれば、LDを持ちながらも、工夫したり、代替の手段を使ってその困難を改善・克服して生きていくすべを、通常の学級における特別支援教育、または特別支援教室を併用して学んでいくことが可能になります。

先ほども申し上げたように、できないことでいたずらに自己評価を下げることなく、前向きに学習に取り組む意欲、ひいては、社会に出るに当たって必要な自信をつけてあげることができるよう。

LDに起因する困難を改善・克服するすべを学ばないまま社会に出ることになると、簡単なアルバイトでも、伝票に文字を書き込むことができない、領収書に宛名を書くことができない、簡単な暗算ができないなど、できて当たり前のことができないことを指摘されて解雇されてしまい、結局、意に反する場所で働くしかないのだと、当事者である大人たちが語る声を耳にすることがよくあります。

こうした状況にならないようにするために、LDの子どもたちへの学齢期における対応の必要性を強く感じます。

以上です。

○区長 ありがとうございます。

ほかに、御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○羽原委員 星野委員から視力の問題についてお話がありましたが、学校訪問に行きますと、1クラス30人足らずで7、8人、多いところでは10人ぐらい眼鏡をかけているお子さんがいます。校医の先生から、子どもたちに話してもらったらと校長先生に申したこともあり

ました。

近眼とは別ですが、小さい子の弱視を見つけるには、数秒で検査ができる機器もあるようですが、やや高額だということで、区でも導入していないそうです。2台もあれば持ち回りで使えるのですが。星野委員からいただいた資料をもとに調べてみましたら、1台120万円とのことでした。これが高いかどうかは、いろいろな角度から検討して、必要順位が高ようでしたら、ぜひお願いしたいと思っております。

○区長 ありがとうございます。

第1回の総合教育会議に引き続き、これからの子どもの育ちと学びを支え、高めていくためには、子どもたちの健康が前提であるとの、星野委員からの御意見でした。

麻しん風しん混合ワクチンの接種については、2回行うことにより効果が高まるとされています。それには、小学校就学前に行う第2期の接種率の向上が特に課題であると捉えておりますので、これに向けて、区として、引き続き、保護者の方々への周知・啓発を進めてまいりたいと思います。

また、視力の問題については、第1回の総合教育会議でも、子どもたちの学習活動を進める上で大切なものである旨、御意見のあったところであり、その重要性については、私としても思いを同じくしているところです。3歳児健診で弱視などを見つける仕組みについては、いただいた御意見を踏まえ、今後、研究していければと思います。

発達に課題のある子どもたちの発見については、SDQという手法がその手助けとなることで、大変興味深くお話を伺いました。

就学時健診における健診項目の選定については、引き続き、学校保健会での御検討によるところかと思いますが、LDの症状が見られるお子さんについては、御家庭の気付きのもと、しっかりと特別支援教育を受けられることが大切であると、改めて感じました。

ほかに御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○区長 それでは、本日の議論を振り返って、教育長から御発言をいただきたいと思えます。

○酒井教育長 本日は、第1回の総合教育会議に引き続き、「これからの子どもの育ちと学びを支え高めていくための取組」という観点から、区長と、第1回会議で意見交換を行った論点について、取組の進捗状況を踏まえて議論を深めるとともに、現状の課題認識を踏まえた論点についても意見交換を行うことができました。

このことは、新たな教育ビジョンがスタートした今年度において、教育ビジョンの推進を

より確かなものにするとともに、それぞれの取組をより効果的なものにしていく上で、非常に有意義であったと思います。

学校及び教員の環境整備については、羽原委員からお話がありましたとおり、部活動指導員の人材確保に向けた対応や、学校現場の工夫でできる取組の着実な推進など、さまざまな取組をしっかりと押し進めていくことが重要であると思っています。

教育委員会としては、悔いのない改革を進めていくためにも、国や東京都の動向を注視しながら、引き続き、気を引き締めて取り組んでいきたいと思っています。

また、ICTのさらなる活用については、支援が必要な子どもへの配慮の観点から御意見をいただきました。区長のお力添えもあり、ICT機器の整備や更新は着実に進んでおります。教育委員会としては、こうしたツールの一層柔軟で効果的な活用に向けて、研究を進めてまいります。

このほか、子どもたちのボランティア活動などを主とした、東京2020大会に向けた気運醸成の取組や、より早期の発見と対応を目指した予防接種や健康診断についてなど、大変重要なテーマのもと、さまざまな御意見をいただきました。

いずれも、これからの子どもの育ちと学びを支え高めていくためには、大変重要なテーマですので、本日の議論を踏まえまして、引き続き、着実かつ効果的に教育行政を推進してまいりたいと考えております。

○区長 ありがとうございました。

本日は、第1回の総合教育会議に引き続いて、「これからの子どもの育ちと学びを支え高めていくための取組」の観点から、教育委員会の皆様と大変有意義な意見交換を行わせていただきました。

第1回の総合教育会議でも教育委員の皆様と認識を共有いたしました。今年度は新たな教育ビジョンや総合計画、第一次実行計画に掲げる取組の1年目に当たる、極めて重要な年です。

引き続き、それぞれの取組を着実に推進していくこと、そして、新たな教育課題に柔軟かつ迅速に対応していくことが、新宿区の子どもたちの一層豊かな学びと育ちにつながり、子どもたちの「生きる力」を育てていくものと考えておりますので、本日の意見交換をしっかりと受けとめさせていただきながら、区政を推進してまいりたいと思います。

◎ 閉 会

○区長 それでは、本日の議事は以上とさせていただきます、これをもちまして平成30年度第2回
新宿区総合教育会議を終了いたします。

本日は、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございました。

午前11時16分閉会